

平成27年度 第2回 福岡市地域公共交通会議

日 時：平成27年 9月29日（火）10時00分～

会 場：福岡市赤煉瓦文化館 第3会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

1) 書面開催結果について

（今宿姪浜線における1日フリー乗車券の販売期間延長）

報告1

2) 公共交通不便地対策（地域主体の生活交通確保支援制度）の 見直しについて

報告2

3 議 題

1) 西区橋本地区におけるバス試行運行について

議題1

参考資料1

2) 東区美和台地区におけるバス試行運行に対する補助金の交付について

議題2

4 閉 会

平成27年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
社団法人福岡県バス協会 専務理事	あ べ いさお 阿部 功	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	お の てつや 小野 哲也	
社団法人福岡市タクシー協会 常務理事	お や ま のぼる 小山 登	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	さくらい ち えみ 櫻井 千恵美	
九州運輸局 福岡運輸支局長	にし まさひろ 西 正博	※
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	やまぐち しげみ 山口 繁実	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	やまもと よしみ 山本 義美	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	な ご や やすゆき 名古屋 泰之	会長 ※

※印は新任の委員

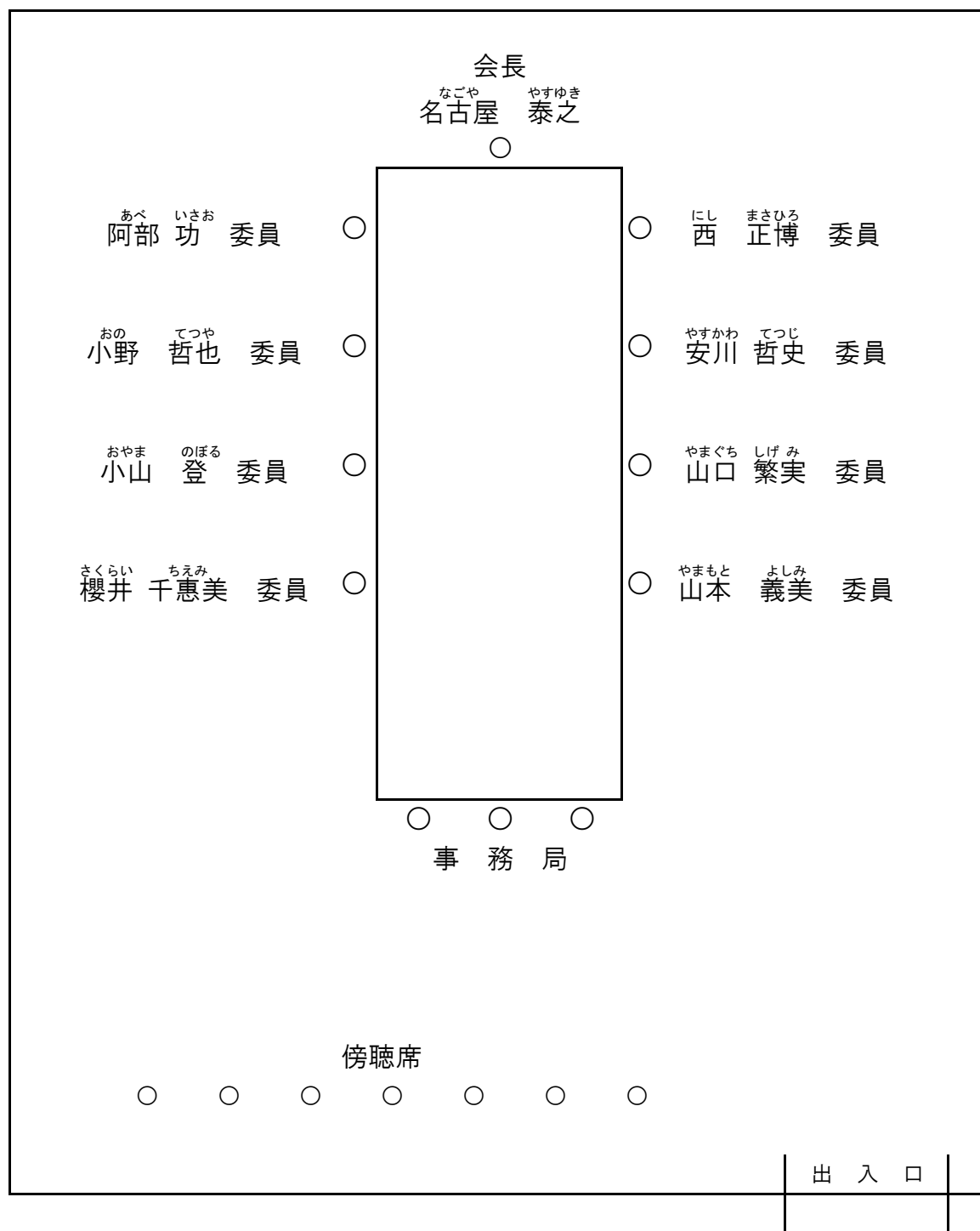
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 公共交通推進課長	高木 通裕	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 公共交通推進課 支援係長	橋本 康範	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 公共交通推進課	尾崎 心平	

平成27年度 第2回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：平成27年 9月29日（火）10時00分から

会場：福岡市赤煉瓦文化館 第3会議室



今回の会議における議題について

今回の福岡市地域公共交通会議では、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議及び道路運送法に基づく協議を行う。加えて、交通会議の運営に関する事項についての協議を行う。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

(1) 生活交通の在り方に関する事項

議題2・報告1・報告2

(2) 特別対策区域に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

議題1

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

■道路運送法（参考）

「地域公共交通会議」は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

「地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン」（抜粋）

■書面開催結果について（今宿姪浜線における１日フリー乗車券の販売期間延長）

<主旨>

今宿姪浜線において平成２４年度より期間限定で導入が行われている「１日フリー乗車券」の販売期間延長について、平成２７年７月に地域公共交通会議の書面開催を行ったため、運営要綱第７条第５項に基づき、開催結果について報告を行うもの。

<議決事項>

１日フリー乗車券の販売期間の延長（平成２７年９月１日～平成２８年８月３１日）

<書面開催結果>

- ・委員の過半数からの書面による回答が得られたため、運営要綱第７条第３項に基づき、**書面開催結果を交通会議の議決とすることができる。**
- ・書面により回答した委員の過半数から承認が得られたため、運営要綱第７条第４項に基づき、書面開催の議題について、**協議が調ったものとして交通会議の議決**とした。

<一日フリー乗車券概要>

運行事業者：株式会社 姪浜タクシー

運賃の種類、額及び適用方法：

運賃の種類	特殊普通旅客運賃（一日フリー乗車券）
乗車券の名称	なぎさ号通行手形
運賃の額	大人：５００円 小学生、障がい者：３００円 乳幼児：無料
運賃の適用方法	有効区間：全区間 有効期限：日曜日及び祝日（使用日当日のみ有効）

導入期間：（昨年議決済）平成２６年９月１日～平成２７年８月３１日

（期間延長） 平成２７年９月１日～平成２８年８月３１日

<販売効果>

	販売枚数	日曜日、及び祝日の 運行収入単価比較	日祝日の１往復当たり 利用者数
平成２１年度	-	２０６円/人	１０．３人/往復
平成２２年度	-	２１９円/人	８．３人/往復
平成２３年度	-	２１７円/人	８．５人/往復
平成２４年度	１５６枚 (９月１日～３月３１日)	２３８円/人	８．６人/往復
平成２５年度	２８２枚	２４６円/人	８．８人/往復
平成２６年度	<u>４０９枚</u>	<u>２６４円/人</u>	<u>７．９人/往復</u>

参考

<路線概要>

(休廃止申し出の経緯)

- ・平成17年10月に昭和自動車(株)が西区を走る6路線の休廃止申し出
→ 休廃止された場合、西区今宿上ノ原等で新たに公共交通空白地が生じる。
- ・地域、事業者、市による協議会を開催し、運行内容、利用促進策について協議。
- ・複数の廃止路線を統合した形の路線を新設し、新規事業者(タクシー事業者)を選定。
- ・全日の運行経費を補助対象とし、経費と収入の差額を地域・市が支援。

(路線図)



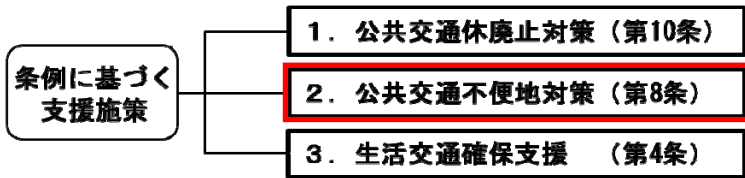
<運行内容>

休廃止申し出時	現在
運行事業者 昭和自動車(株)	運行事業者 (株) 姫浜タクシー
路線 今宿野外活動センター ~ 今宿 今宿野外活動センター ~ 今宿 ~ 野北 姫浜 ~ 今宿 ~ 前原	路線 今宿野外活動センター ~ 今宿駅前 ~ 姫浜駅北口 (約10km)
車両 中型バス	車両・乗務員 マイクロバス1台・乗務員2人
運行時間帯 始発 7:40 (今宿野外活動センター発) 最終 18:12 (今宿発)	運行時間帯 始発 7:10 (今宿野外活動センター発) 最終 18:40 (姫浜駅北口発)
運行本数・利用者数 平日 11.5 往復・47人/日 土曜日 11.0 往復・46人/日 日祝日 11.0 往復・35人/日	運行本数・利用者数 (26年度) 平日 10.0 往復・112人/日 土曜日 8.0 往復・70人/日 日祝日 8.0 往復・63人/日

■公共交通不便地対策（地域主体の生活交通確保支援制度）の見直しについて

<主旨>

本市では、生活交通の確保に向け「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年12月28日施行）」に基づく支援施策を実施しており、そのうち「公共交通不便地対策」に係る施策について、平成27年4月に見直しを行ったため、報告を行うもの。



事業の課題への対応（今回見直し）

公共交通不便地対策については、平成24年10月から取組みが行われており、その成果や課題等を踏まえ、今回の見直しを行ったもの。

【福岡市地域主体の生活交通確保支援補助金交付要綱】H27.4.1改正

	取組みの成果	課題	対応（今回見直し）
地区	公共交通不便地に該当する柏原地区における生活交通確保の取組みが進展した。	東区美和台地区、西区橋本地区、早良区賀茂地区など、住民が交通に不便を感じ、地域が主体となった熱心な取組みが行われている地域が、支援要件にあてはまらない。	バス停又は鉄道駅のうち最も近いものへの経路について、迂回を要する、一定の勾配がある等、「公共交通が不便と考えられる地域であって、地域住民が生活交通の必要性を認識し、協議会を組織している地域」を、新たに「公共交通不便地に準ずる地域」に加え、支援対象とする。
検討経費補助	検討経費補助により、他都市の事例視察、アンケート実施、周知広報の看板設置などの取組みが実施されている。	順調に検討が進んだ場合でも2年程度の時間を要しており、より困難性の高い地域では検討期間が足りなくなる恐れがある。	補助対象事業期間の限度を「2年度」から「3年」に変更し、特に必要な場合は、さらに2年を上限に事業期間の延長を認める。
試行運行補助	採算性のリスクを減らすことができることから、試行運行立ち上げ支援制度として、機能を果たしている。	利用者の季節変動が大きい地域においては、6ヶ月の運行では十分に地域特性が把握できない恐れがある。 （通学利用が多く見込まれる地域等）	補助対象事業期間の限度について、特に必要な場合は、6ヶ月を上限に事業期間の延長を認める。

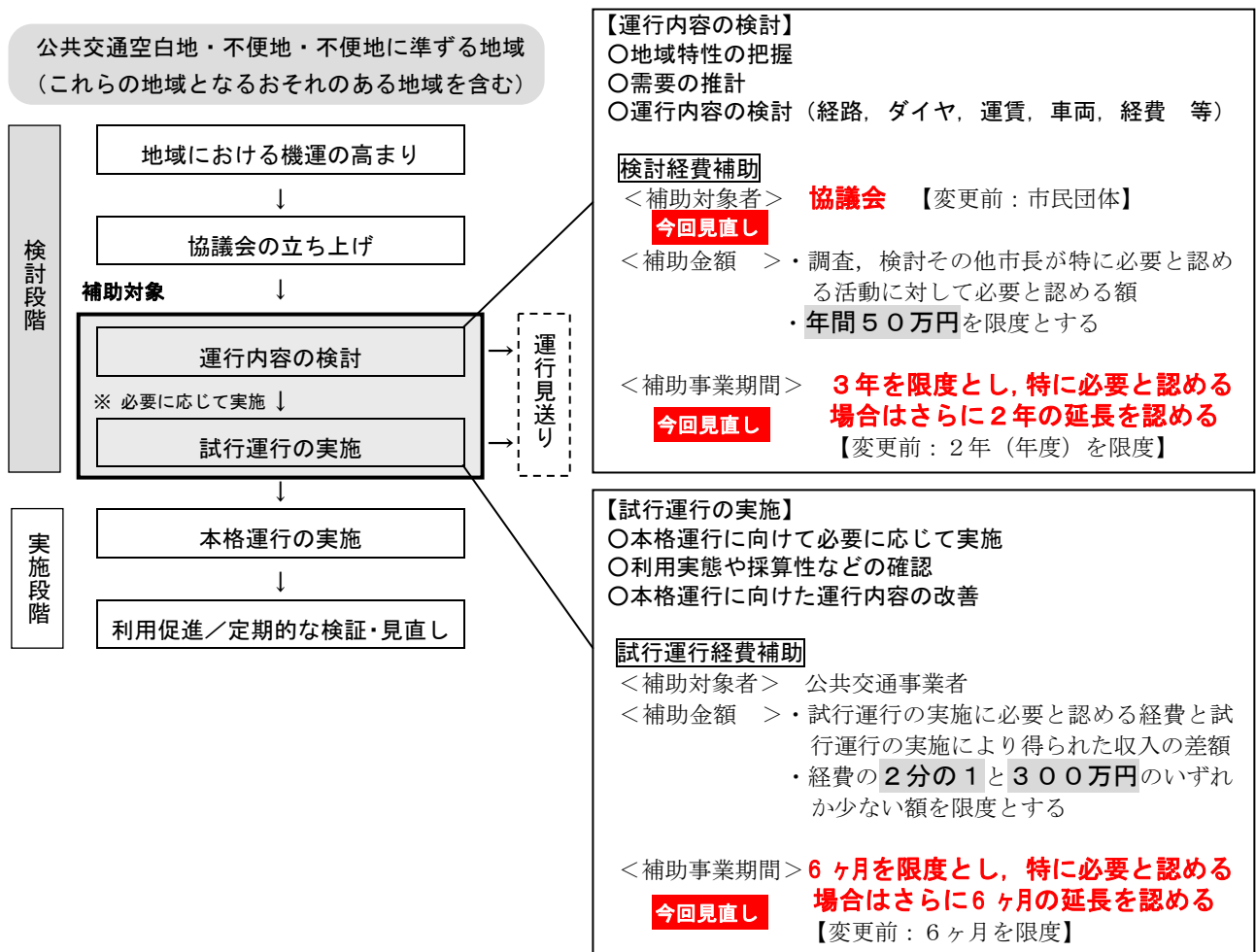
平成26年度第2回地域公共交通会議での報告内容

公共交通不便地対策（条例第8条）

【福岡市地域主体の生活交通確保支援補助金交付要綱】H27.4.1改正

1) 支援の内容

地域の生活交通に関する課題の解決に向けた地域主体の取り組みについて、検討段階における**運行内容の検討**や**試行運行の実施**に対して予算の範囲内で補助を行う。



2) 支援の対象地域

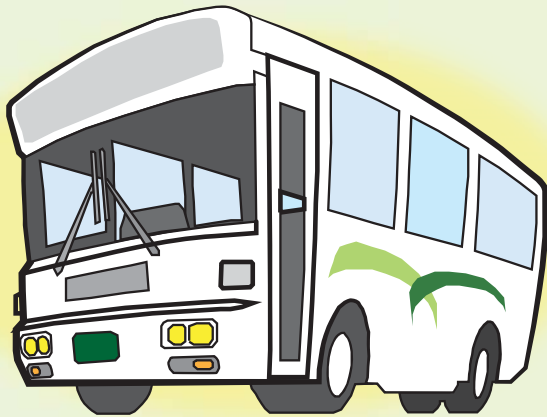
公共交通が不便な地域として、バス停・鉄道駅から一定の距離又は高低差のある地域に加え、地域住民が生活交通の必要性を認識し、協議会を組織している地域についても支援の対象地域とする。

支援の対象地域	基準
公共交通空白地	バス停・鉄道駅から概ね1km以上離れた地域
公共交通不便地	バス停から概ね500m、鉄道駅から概ね1km以上離れた地域
公共交通不便地に準ずる地域 今回見直し	次の①②のいずれかに該当する地域 ①バス停・鉄道駅と概ね40m以上の高低差のある地域 ②バス停又は鉄道駅のうち最も近いものへの経路について、迂回を要する又は①の地域に準ずる勾配がある等、公共交通が不便と考えられる地域であって、地域住民が生活交通の必要性を認識し、協議会を組織している地域 【変更前：バス停・鉄道駅と概ね40m以上の高低差のある地域】

※ 「公共交通空白地」及び「公共交通不便地」の基準は、条例に定められているものである。

※ バス路線の休廃止等に伴い、上記の地域となるおそれのある地域についても対象とする。

地域に必要な公共交通手段の確保へ



～ 生活交通支援事業 ～

地域みなさんが主体となって、交通事業者や行政と協力し、地域が必要とする生活交通をつくることができます。

みなさんの力を合わせた生活交通づくり



取組み事例：柏原三丁目地区



公共交通不便地であった南区柏原三丁目地区では、生活交通の確保に向け、本制度を活用した地域主体の取り組みが行われました。

地域、交通事業者、福岡市が協力して取り組んだ結果、平成 27 年 4 月より地区内へのバスの本格運行が実現しました。

福岡市住宅都市局公共交通推進課

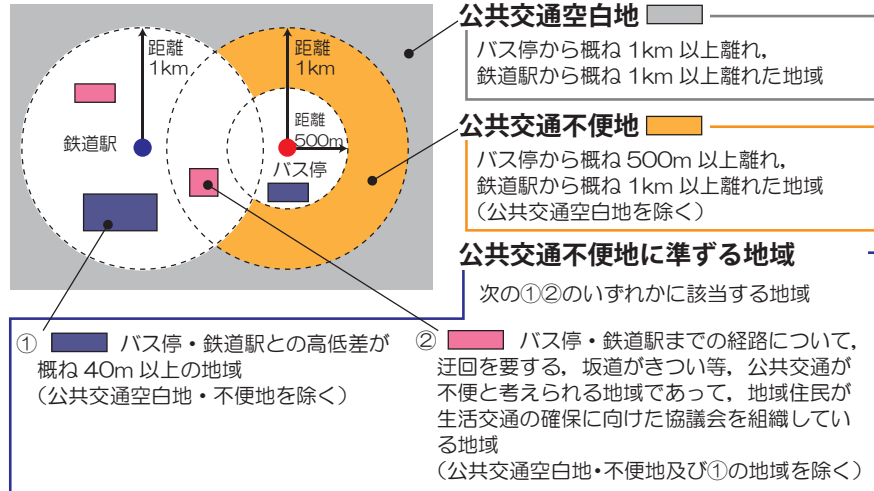
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

電話 (092)-733-5405 FAX (092)-733-5590

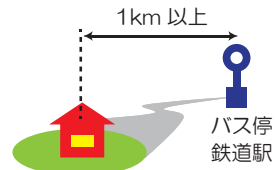
新たな公共交通に向けての取り組み

支援の対象地域

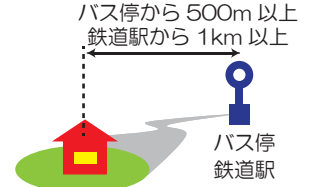
バス停や鉄道駅まで遠い、また坂道が急で不便な地域などを支援します。
下に示す3つの地域が対象となる範囲です。



公共交通空白地



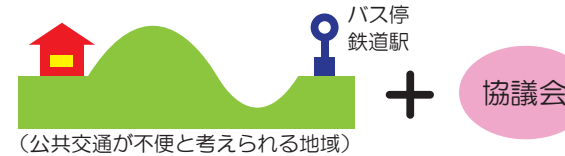
公共交通不便地



公共交通不便地に準ずる地域①



公共交通不便地に準ずる地域②



生活交通をつくりあげるまでのながれ

1. 体制づくり

地域で話し合うことから はじめます

- ・住民同士の合意形成
- ・協議会の立ち上げ

2. 調査・検討

運行計画をつくります

- ・地域のこまやかな把握
- ・アンケート調査など
- ・交通事業者の選定
- ・バス停位置、運賃 など

3. 試行運行

運行内容の確認をします

- ・利用実態や採算性などの確認
- ・運行内容の見直し

4. 本格運行

積極的に利用して、 みなさんで支えます

- ・利用促進の取り組み
- ・定期的な検証、見直し

地域住民と協力関係の 構築を行います

- ・地域ニーズに合った運行
内容の提案

試行運行を実施し 事業の評価を行います

- ・採算性の検証

安定した経営を目指します

- ・安全な運行
- ・低コストへの工夫

協議会の立ち上げ等 のお手伝い

検討経費の補助

補助金額：年間50万円を限度
補助期間：3年（最長5年）

試行運行経費の補助

- ・収支差額の補助
- ・経費の1/2と300万円の
いずれか少ない額を限度
補助期間：6ヶ月（最長1年）

協議会運営の 継続的なお手伝い

加えて... 協議調整や専門的なアドバイスをを行います

地域

交通事業者

福岡市

支援の基本的な考え

●地域が中心となった取り組み

本支援事業は地域が主体的に取り組むことを前提としています。より使いやすいダイヤ、運行ルートを作り、みなさんが積極的に利用し、継続的な運行とするためには、地域の主体的な活動が不可欠だからです。

●自立した経営

本格運行後は地域と事業者が利用促進や定期的な検証・見直しに取り組みながら、自主的な運行を行います。本格運行に対して福岡市の財政支援はありません。

●地域、事業者、福岡市が協力し合う

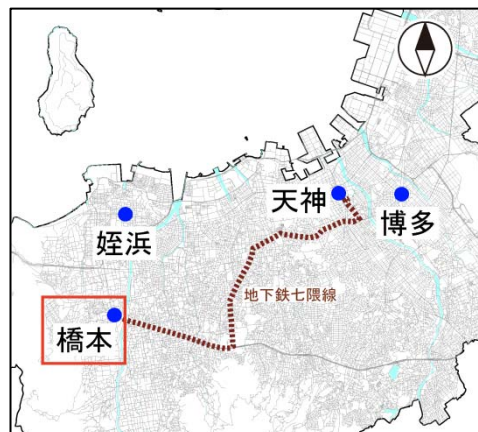
地域と事業者、福岡市が一緒になって地域に根ざした生活交通の確保に努めます。地域は協議会の立ち上げ、ニーズの把握などの合意形成、利用促進に取り組み、交通事業者は安全な運行を第一とし、低コストへの工夫などに取り組みます。福岡市は各段階における協議・調整や専門的なアドバイスを行うとともに、検討経費及び試行運行経費の補助を行います。

■西区橋本地区におけるバス試行運行について

【実施主旨】

西区の橋本地区では、地域主体のまちづくりの一環として、橋本駅と周辺地域とを結ぶ地域循環バスの導入について、平成19年度より検討が行われており、平成23年度には社会実験、平成25年度には10か月間の試行運行が実施されている。

前回の試行運行後、利用状況等の運行結果を踏まえ、持続可能な運行形態について、地域が中心となった検討が行われた結果、利用促進に向けた運行内容の見直し案がまとまったため、交通事業者による「橋本駅循環ミニバス」の試行運行（第2回）実施について、道路運送法に基づき、会議に諮るもの。



【参考】議決の根拠法令

・道路運送法に基づく協議及び議決

（議決が必要な項目）運行車両台数について

本試行運行においては、運行車両台数1台、予備車両1台での運行とする

○試行運行（第2回）の概要

運行区間：地下鉄橋本駅～西鉄吉岐営業所～福岡リハビリテーション病院～野方台～藤ヶ丘団地～地下鉄橋本駅

※前回の試行運行と同じ区間

※前回は左回りのルートのみであったが、今回新たに右回りのルート及び橋本駅～野方台団地区間のみを運行するルートを設定

運行本数：

	Aルート (外周左回り)	Bルート (外周右回り)	Cルート (橋本駅→ 野方台団地)	Dルート (野方台団地 → 橋本駅)	計
平日・土曜・ 日祝日共通	2便	6便	2便	1便	11便

運行期間：平成27年12月 1日 ～ 平成28年 5月31日（6ヶ月）

使用車両：ワンボックスバス（乗車定員12名） ※前回試行運行と同等

運行事業者：福岡西鉄タクシー株式会社



○前回試行運行内容等との比較

	社会実験（平成 23 年度）	試行運行（前回）	試行運行（今回）
運行 ルート	2 ルート ルート A： 橋本駅～壱岐団地～橋本駅 ルート B： 橋本駅～野方三丁目～橋本駅	1 ルート	4 ルート ※別図参照
運行 期間	H23. 10. 29～H24. 1. 28（3 ヶ月）	H25. 12. 1～H26. 9. 30（10 ヶ月）	H27. 12. 1～H28. 5. 31（6 ヶ月） ※予定
運行 本数	平日：ルート A 24 便，ル ート B 27 便 土日祝：ルート A，B とも 13 便	13 便（平日，土曜，日祝共通） ※H26. 6. 1 以降は土日祝を 11 便に減便	11 便（平日，土曜，日祝共通） 内訳：ルート A 2 便 ルート B 6 便 ルート C 2 便 ルート D 1 便
使用 車両	ルート A：マイクロバス （定員 29 名） ルート B：ワンボックスバス （定員 12 名）	ワンボックスバス （定員 12 名）	ワンボックスバス （定員 12 名）
運賃	一律 200 円 （小学生は 100 円などの設 定あり）	160 円または 170 円 （距離に応じた運賃） ※H26. 4. 1 以降は消費税率変 更に伴い一律 170 円	一律 170 円 （距離に応じた運賃） （小学生は 90 円などの設定 あり）
定期券	すべて利用不可	すべて利用可 （通勤定期，通学定期，グランド パス 65，エコルカード，ひる パスロング等）	すべて利用可 （通勤定期，通学定期，グランド パス 65，エコルカード，ひる パスロング等）
実施 主体	金武・壱岐ブロックまちづくり 協議会	西日本鉄道(株)	福岡西鉄タクシー(株)
運行 主体	西日本鉄道(株)	西日本鉄道(株)	福岡西鉄タクシー(株)

＜前回試行運行からの主な変更点＞

- ①地域住民の意見を踏まえた運行ルートの見直し
- ②運行事業者の変更に伴う収支の見直し

○運行回数

運行系統				指定時間帯/運行回数					
起点	経過地	終点	料程	計	～ 8:59	9:00～ 16:59	17:00～ 18:59	始発 時刻	終発 時刻
野方台団地	藤ヶ丘団地	橋本駅前	4.98	1	1	0	0	8:45	—
橋本駅前	福岡リハビリ テーション病院	橋本駅前	9.86	2	0	2	0	9:15	10:15
橋本駅前	藤ヶ丘団地	橋本駅前	9.96	6	0	5	1	11:15	17:15
橋本駅前	藤ヶ丘団地	野方台団地	4.98	2	0	1	1	13:15	18:15

試行運行バス路線図

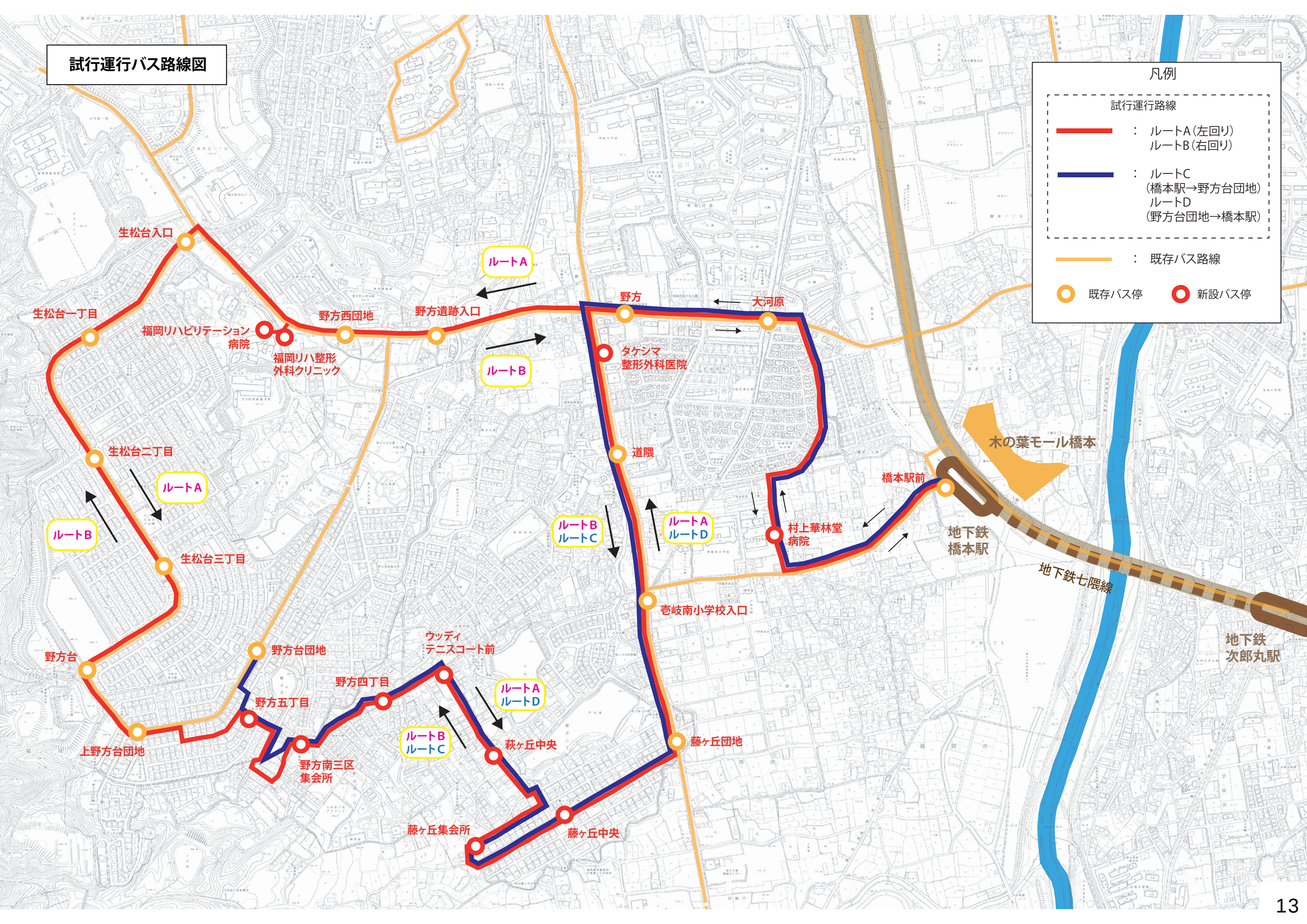
凡例

試行運行路線

- ルートA(左回り)
ルートB(右回り)
- ルートC
(橋本駅→野方台団地)
ルートD
(野方台団地→橋本駅)

既存バス路線

既存バス停 新設バス停



○運賃（料金）の種類、額及び適用方法

種類		額及び適用方法
運賃	大人	170円
	小児	90円※ ¹
	障がい者割引	90円
フリー乗車券	1日フリー乗車券	×
ICカードによる精算 (SF精算)	ニモカ	○
	交通用福祉ICカード (福岡市発行)	○
ICカードによる乗り継ぎ (SF乗り継ぎ)	最大80円割引	○※ ²
定期券	通勤・通学	○
	グランドパス65	○
	ひるパス(ロング含む)	○
	エコルカード	○

※1. 保護者同伴（但し、保護者1人につき2人まで）に限る

※2. 降車後、同一バス停で90分以内に乗り継ぐ場合に限り適用

○運行時刻表【抜粋】

《橋本駅前発》

行先	橋本駅前		
	Aルート	Bルート	Cルート
8			
9	15		
10	15		
11		15	
12		15	
13			15
14		15	
15		15	
16		15	
17		15	
18			15

《野方五丁目発》

行先	野方五丁目			
	Aルート	Bルート	Cルート	Dルート
8				46
9	33			
10	33			
11		32		
12		32		
13			32	
14		32		
15		32		
16		32		
17		32		
18			32	

<ダイヤの方針>

○8時～10時台：藤ヶ丘～野方五丁目にお住まいの方が橋本駅方面に外出しやすいルートA及びD

○11時以降：藤ヶ丘～野方五丁目にお住まいの方が橋本駅方面から帰宅しやすいルートB及びC

○目標利用者数

1日当たり利用者数 100人

【参考】 前回試行運行時の平均利用実績・・・93人／日

（ダイヤ改正後（H26.6月～H26.9月）の平均利用実績は100人／日）

○利用促進の取組み（予定）

試行運行の実施にあたっては、地域住民、交通事業者、行政で協力して利用促進に取り組んでいく予定である。

【参考】 前回試行運行時における利用促進に向けた主な取組み

（1）利用促進チラシの配布



（2）利用促進横断幕の設置



（3）公民館だより，自治協議会だよりによる
周知・広報（地域主体）



（4）校区巡回パトロール車両の音声放送による
利用促進案内（地域主体）

■東区美和台地区におけるバス試行運行に対する補助金の交付について

<経緯及び目的>

- 東区美和台は、昭和40年代から開発が進められた戸建住宅地であり、鉄道やバス路線はあるものの、丘陵地であるため坂道が多く、住民の高齢化に伴い、鉄道駅やバス停までの行き来が負担になり、地域が主体となって、よりきめ細やかなバスの運行に向けた取り組みが進められてきた。
- 平成22年4月に、地域住民の間で生活交通確保に向けた検討の機運が高まり、美和台校区自治協議会が主体となった、コミュニティバスを検討する場が設けられ、その後平成24年2月から3か月間、および平成25年4月から6か月間の2回、西日本鉄道㈱が小型のバス車両によるコミュニティバス運行社会実験を実施し、地域・交通事業者・市の共働体制のもと利用促進策を講じてきたが、いずれも目標利用人員に到達せず、実験を終了している。
- 今回、社会実験の結果を踏まえ、地域、交通事業者、市で協議を行った結果、自立的、持続可能な運行方法として、地区中央を横断する既存の路線バスを地区内に循環させる方式が有力となり、その後、詳細検討を重ね、同方法による試行運行実施案がまとまった。
- また、平成27年4月1日には同条例に基づく福岡市地域主体の生活交通確保支援補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）が改正され、美和台地区が試行運行に対する**補助金の交付対象地区**となった。このため、**要綱に基づき同試行運行に対する市より交通事業者への補助金の交付について会議に諮るもの。**
- なお、道路運送法上の取り扱いは、通常の路線延伸であり、緩和を行うものではないため、本会議の議決事項ではない。

<公共交通不便地であることの適否の判定>

【要綱第3条第2号】

- 「バス停又は鉄道駅のうち最も近いものへの経路について、迂回を要する又は前号に定める地域に準ずる勾配がある等、公共交通が不便と考えられる地域」

→(1)鉄道駅やバス停までの迂回を要し、経路上、鉄道駅まで1キロメートル以上かつバス停まで500メートル以上となるエリアが点在している

(2)丘陵地における地理的特性としてアップダウンが多い→「公共交通が不便と考えられる地域」に該当

- 「地域住民が生活交通の必要性を認識し、協議会を組織している地域」

→美和台校区自治協議会において上記認識を行い、活動を行っているため、この**協議会**に該当する。

・・・**上記要件を満たすため、美和台地区は、要綱第3条第2項に定める地域に該当。**

<2. 補助の要件>

【要綱第5条第2号】

「前条第2号（試行運行）の事業の実施に当たっては、運行路線の沿線地域内の全ての自治会又は町内会の同意が得られ、かつ、補助事業として実施することについて、条例第12条に基づく福岡市地域公共交通会議において協議が調っていなければならない。」

・・・**議決事項**

< 3. 補助の内容 >

【要綱第6条, 第7条】

補助対象事業者 : 公共交通事業者 (西日本鉄道株式会社)

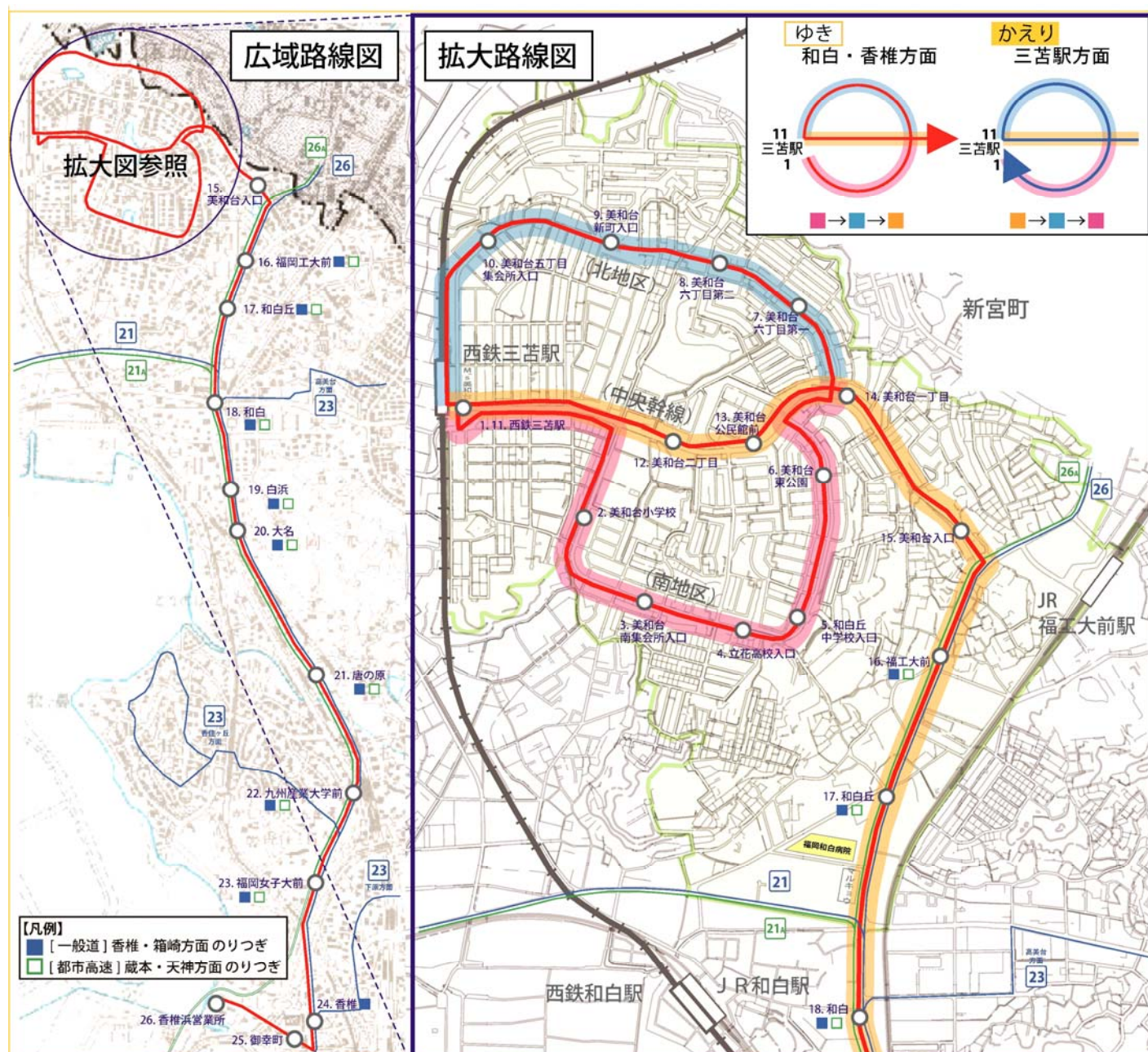
補助対象経費 : 試行運行の実施に必要と認める経費と試行運行の実施により得られた収入の差額

補助対象経費の限度 : 試行運行の実施に必要と認める経費に2分の1を乗じて得た額と300万円の
うちいずれか少ない額

補助対象事業期間の限度 : 6月 (市長が特に必要と認める場合においては, 6月を限度として延長可)

< 試行運行の概要 >

運行区間 : 西鉄三苦駅 ~ 美和台周回 ~ 和白 ~ 香椎 ~ 香椎浜営業所



<試行運行の概要>

運行本数：

	往路 (西鉄三苦駅→香椎浜営業所)	復路 (香椎浜営業所→西鉄三苦駅)
平日	9 便	9 便
土曜	0 便	0 便
日祝日	0 便	0 便

運行時刻：別添のとおり

運行期間：平成27年10月1日～平成28年3月31日（6か月間）
（最長：平成28年9月30日までの1年間）

使用車両：中型バス(右写真)

運行事業者：西日本鉄道株式会社



<運賃（料金）の種類、額及び適用方法>

種類		額及び適用方法
運賃	大人	170円～※ ¹
	小児	90円～※ ¹
	障がい者割引	90円～※ ¹
フリー乗車券	1日フリー乗車券	×
ICカードによる精算 (SF精算)	ニモカ	○
	交通用福祉ICカード (福岡市発行)	○
ICカードによる乗り継ぎ (SF乗り継ぎ)	最大80円割引	○※ ²
定期券	通勤・通学	×※ ³
	グランドパス65	○
	ひるパス(ロング含む)	○
	エコルカード	○

※1. 対キロ制運賃（現在申請中）

※2. 降車後、同一バス停で90分以内に乗り継ぐ場合に限り適用

※3. 新設バス停については、試行期間のため通勤・通学定期の設定は行わない

香椎線 運行時刻表 【平日のみ】

●西鉄三苦駅⇒美和台循環⇒西鉄三苦駅⇒香椎浜営業所 (9便)

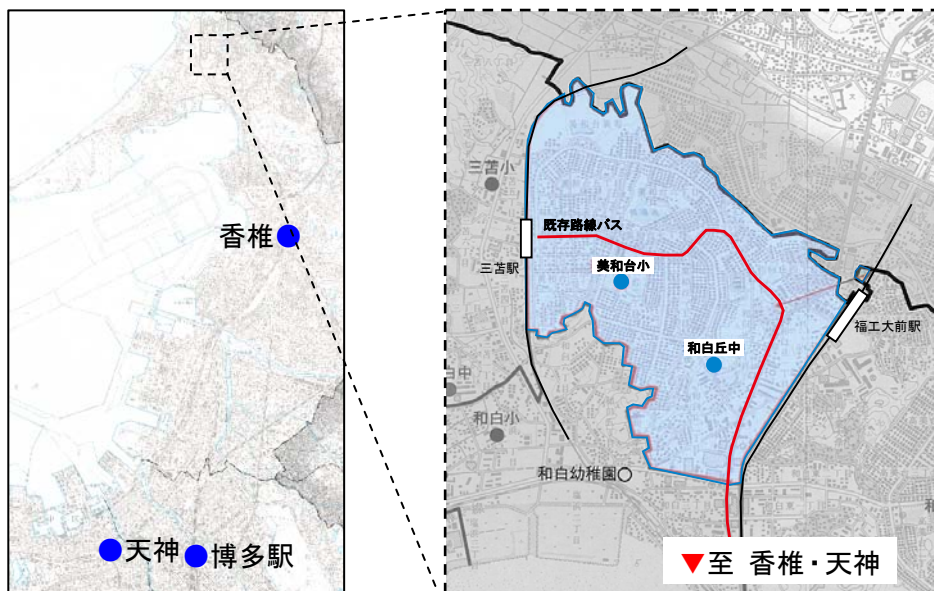
停 留 所 名	1便目	2便目	3便目	4便目	5便目	6便目	7便目	8便目	9便目
西鉄三苦駅	07:30	08:25	09:12	10:00	11:00	12:10	13:15	14:15	15:05
美和台小学校	07:32	08:27	09:14	10:02	11:02	12:12	13:17	14:17	15:07
美和台南集会所	07:33	08:28	09:15	10:03	11:03	12:13	13:18	14:18	15:08
立花高校入口	07:34	08:29	09:16	10:04	11:04	12:14	13:19	14:19	15:09
和白中学校入口	07:35	08:30	09:17	10:05	11:05	12:15	13:20	14:20	15:10
美和台東公園	07:36	08:31	09:18	10:06	11:06	12:16	13:21	14:21	15:11
美和台六丁目第一	07:38	08:33	09:20	10:08	11:08	12:18	13:23	14:23	15:13
美和台六丁目第二	07:39	08:34	09:21	10:09	11:09	12:19	13:24	14:24	15:14
美和台新町入口	07:40	08:35	09:22	10:10	11:10	12:20	13:25	14:25	15:15
美和台五丁目集会所	07:41	08:36	09:23	10:11	11:11	12:21	13:26	14:26	15:16
西鉄三苦駅	07:44	08:39	09:26	10:14	11:14	12:24	13:29	14:29	15:19
美和台二丁目	07:45	08:40	09:27	10:15	11:15	12:25	13:30	14:30	15:20
美和台公民館前	07:46	08:41	09:28	10:16	11:16	12:26	13:31	14:31	15:21
美和台一丁目	07:47	08:42	09:29	10:17	11:17	12:27	13:32	14:32	15:22
美和台入口	07:48	08:43	09:30	10:18	11:18	12:28	13:33	14:33	15:23
福工大前	07:50	08:45	09:32	10:20	11:20	12:30	13:35	14:35	15:25
和白丘	07:51	08:46	09:33	10:21	11:21	12:31	13:36	14:36	15:26
和白	07:54	08:48	09:35	10:23	11:23	12:33	13:38	14:38	15:28
白浜	07:55	08:49	09:36	10:24	11:24	12:34	13:39	14:39	15:29
大名	07:56	08:50	09:37	10:25	11:25	12:35	13:40	14:40	15:30
唐の原	07:58	08:51	09:38	10:26	11:26	12:36	13:41	14:41	15:31
九州産業大学前	08:00	08:52	09:39	10:27	11:27	12:37	13:42	14:42	15:32
福岡女子大	08:03	08:54	09:41	10:29	11:29	12:39	13:44	14:44	15:34
香椎	08:07	08:57	09:44	10:32	11:32	12:42	13:47	14:47	15:37
御幸町	08:09	08:59	09:46	10:34	11:34	12:44	13:49	14:49	15:39
香椎浜営業所	08:11	09:01	09:48	10:36	11:36	12:46	13:51	14:51	15:41

●香椎浜営業所⇒西鉄三苦駅⇒美和台循環⇒西鉄三苦駅 (9便)

停 留 所 名	1便目	2便目	3便目	4便目	5便目	6便目	7便目	8便目	9便目
香椎浜営業所	08:29	09:15	10:15	11:25	12:25	13:15	14:15	15:40	16:40
御幸町	08:31	09:17	10:17	11:27	12:27	13:17	14:17	15:42	16:42
香椎	08:34	09:20	10:20	11:30	12:30	13:20	14:20	15:45	16:45
福岡女子大	08:36	09:22	10:22	11:32	12:32	13:22	14:22	15:47	16:47
九州産業大学前	08:37	09:23	10:23	11:33	12:33	13:23	14:23	15:48	16:48
唐の原	08:39	09:25	10:24	11:34	12:34	13:24	14:24	15:49	16:49
大名	08:40	09:26	10:25	11:35	12:35	13:25	14:25	15:50	16:50
白浜	08:42	09:28	10:26	11:36	12:36	13:26	14:26	15:51	16:51
和白	08:44	09:30	10:28	11:38	12:38	13:28	14:28	15:53	16:53
和白丘	08:46	09:32	10:30	11:40	12:40	13:30	14:30	15:55	16:55
福工大前	08:47	09:33	10:31	11:41	12:41	13:31	14:31	15:56	16:56
美和台入口	08:49	09:35	10:33	11:43	12:43	13:33	14:33	15:58	16:58
美和台一丁目	08:50	09:36	10:34	11:44	12:44	13:34	14:34	15:59	16:59
美和台公民館前	08:51	09:37	10:35	11:45	12:45	13:35	14:35	16:00	17:00
美和台二丁目	08:52	09:38	10:36	11:46	12:46	13:36	14:36	16:01	17:01
西鉄三苦駅	08:53	09:39	10:37	11:47	12:47	13:37	14:37	16:02	17:02
美和台五丁目集会所	08:55	09:41	10:39	11:49	12:49	13:39	14:39	16:04	17:04
美和台新町入口	08:56	09:42	10:40	11:50	12:50	13:40	14:40	16:05	17:05
美和台六丁目第二	08:57	09:43	10:41	11:51	12:51	13:41	14:41	16:06	17:06
美和台六丁目第一	08:58	09:44	10:42	11:52	12:52	13:42	14:42	16:07	17:07
美和台東公園	09:00	09:46	10:44	11:54	12:54	13:44	14:44	16:09	17:09
和白中学校入口	09:01	09:47	10:45	11:55	12:55	13:45	14:45	16:10	17:10
立花高校入口	09:02	09:48	10:46	11:56	12:56	13:46	14:46	16:11	17:11
美和台南集会所	09:03	09:49	10:47	11:57	12:57	13:47	14:47	16:12	17:12
美和台小学校	09:04	09:50	10:48	11:58	12:58	13:48	14:48	16:13	17:13
西鉄三苦駅	09:06	09:52	10:50	12:00	13:00	13:50	14:50	16:15	17:15

＜美和台地区の状況＞（人口データは平成27年6月末時点の住民基本台帳による）

人 口 : 15,525人
 高齢化率 : 25.6%（全市平均20.0%）
 世 帯 数 : 6,678世帯



＜状況写真＞



＜美和台における取組みの経緯＞

平成22年	4月	自治協議会がコミュニティバス検討委員会を立ち上げ
	5月	自治協議会が住民アンケート調査実施
	5月	市の出前講座実施
	9月	自治協議会から西鉄にバスの増便と路線の新設について要望
平成23年	4月	西鉄が自治協議会にバスの運行計画について案を提示
平成24年	1月	福岡市地域公共交通会議（報告）
	2月	バス運行社会実験開始（～同5月終了）
		運行期間中、地域による広報活動・バス利用促進イベント実施
	8月	自治協議会による住民アンケート調査の実施
平成25年	4月	バス運行社会実験（第2回）開始
		運行期間中、地域による広報活動・バス利用促進イベント実施
	6月	社会実験（第2回）延長決定（～同9月終了）
	10月	地域によるバス利用者を対象としたワークショップ開催（全4回）
平成26年	4月	自治協議会による住民アンケート調査の実施
	7月	自治協議会から西鉄に本格運行の要望、市に支援の要望
平成27年	7月	美和台循環バス（試行運行）について西鉄から自治協議会へ内容説明 ※実質3回目の取り組み
	9月	市政だより（全市版）への掲載
平成27年10月1日		試行運行開始（予定）
		・既存バス路線（[23]番系統）の一部を地区内循環バスとして運用
		・平日1日9往復（土曜・日祝日運行なし）
		・試行運行以降は本格運行へ移行予定
		・試行運行に当たっては、「福岡市地域主体の生活交通確保支援補助金交付要綱」に基づき交通事業者へ補助金を交付予定
		・運行開始後は、地域・交通事業者・行政が三位一体となり、利用促進イベントの開催など、利用者数の定着に取り組んでいく。

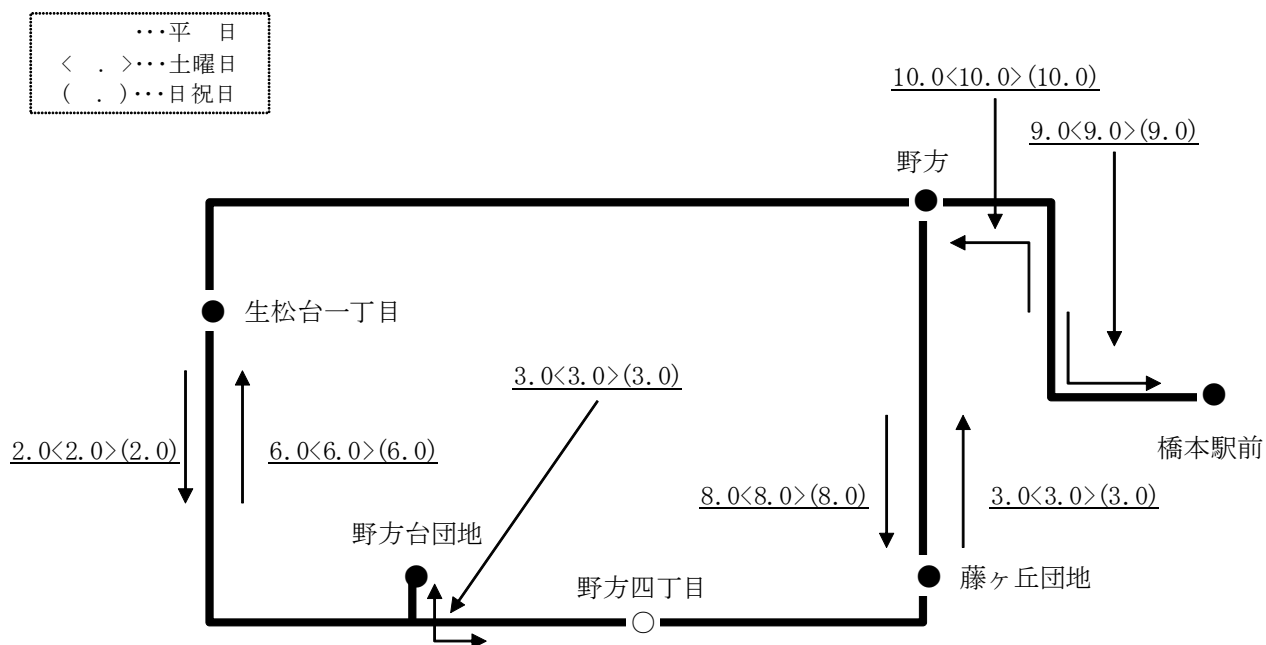
西区橋本地区におけるバス試行運行について

○運行系統（案）

<運行系統>

起点	経過地	終点	料程
野方台団地	藤ヶ丘団地	橋本駅前	4.98
橋本駅前	福岡リハビリテーション病院	橋本駅前	9.86
橋本駅前	藤ヶ丘団地	橋本駅前	9.96
橋本駅前	藤ヶ丘団地	野方台団地	4.98

<運行系統図>



○停留所案（停留所の名称及び位置ならびに停留所間の料程）

ルートA：橋本駅→野方→野方台→野方四丁目→藤ヶ丘団地→野方→橋本駅

	停留所名称	位置	料程	摘要
1	橋本駅前	(西鉄併用) 福岡市西区橋本2丁目37の先	—	新設
2	村上華林堂病院	福岡市西区戸切2丁目14-45の先	0.55	新設
3	大河原	(西鉄併用) 福岡市西区壱岐団地105-5の先	0.66	新設
4	野方	(西鉄併用) 福岡市西区野方1丁目22-14の先	0.40	新設
5	野方遺跡入口	(西鉄併用) 福岡市西区野方6丁目34-35の先	0.55	新設
6	野方西団地	(西鉄併用) 福岡市西区野方6丁目36-28の先	0.25	新設
7	福岡リハ整形外科クリニック	福岡市西区野方7丁目752-1の先	0.10	新設
8	福岡リハビリテーション病院	福岡市西区野方7丁目770の先	0.10	新設
9	生松台入口	(西鉄併用) 福岡市西区生松台1丁目12-3の先	0.44	新設
10	生松台一丁目	(西鉄併用) 福岡市西区生松台2丁目20-3の先	0.32	新設
11	生松台二丁目	(西鉄併用) 福岡市西区生松台2丁目22-4の先	0.33	新設
12	生松台三丁目	(西鉄併用) 福岡市西区生松台2丁目25-3の先	0.33	新設
13	野方台	(西鉄併用) 福岡市西区生松台2丁目28-7の先	0.45	新設
14	上野方台団地	(西鉄併用) 福岡市西区野方5丁目57-3の先	0.24	新設
15	野方五丁目	福岡市西区野方5丁目51-1の先	0.30	新設
16	野方南三区集会所	福岡市西区野方4丁目22-8の先	0.35	新設
17	野方四丁目	福岡市西区野方4丁目7-37の先	0.15	新設
18	ウッディテニスコート前	福岡市西区野方3丁目12-23の先	0.25	新設
19	萩ヶ丘中央	福岡市西区野方3丁目11-10の先	0.16	新設
20	藤ヶ丘集会所	福岡市西区野方3丁目61-7の先	0.45	新設
21	藤ヶ丘中央	福岡市西区野方3丁目45-26の先	0.30	新設
22	藤ヶ丘団地	(西鉄併用) 福岡市西区野方3丁目36-3	0.30	新設
23	壱岐南小学校入口	(西鉄併用) 福岡市西区野方3丁目1-5	0.39	新設
24	道隈	(西鉄併用) 福岡市西区野方2丁目15-19	0.37	新設
25	タケシマ整形外科医院	福岡市西区野方1丁目16-28の先	0.21	新設
26	野方	(西鉄併用) 福岡市西区野方1丁目22-14の先	0.30	新設
27	大河原	(西鉄併用) 福岡市西区壱岐団地76-1	0.40	新設
28	村上華林堂病院	福岡市西区戸切2丁目14-45の先	0.66	新設
29	橋本駅前	(西鉄併用) 福岡市西区橋本2丁目37の先	0.55	新設
合 計			9.86	

ルートB：橋本駅→野方→藤ヶ丘団地→野方四丁目→野方台→野方→橋本駅

	停留所名称	位置	料程	摘要
1	橋本駅前	(西鉄併用) 福岡市西区橋本2丁目37の先	—	新設
2	村上華林堂病院	福岡市西区戸切2丁目14-45の先	0.55	新設
3	大河原	(西鉄併用) 福岡市西区壱岐団地105-5の先	0.66	新設
4	野方	(西鉄併用) 福岡市西区野方1丁目22-14の先	0.40	新設
5	タケシマ整形外科医院	福岡市西区野方1丁目16-28の先	0.30	新設
6	道隈	(西鉄併用) 福岡市西区野方2丁目3-26の先	0.21	新設
7	壱岐南小学校入口	(西鉄併用) 福岡市西区戸切3丁目21-14の先	0.37	新設
8	藤ヶ丘団地	(西鉄併用) 福岡市西区野方3丁目34-23の先	0.39	新設
9	藤ヶ丘中央	福岡市西区野方3丁目45-26の先	0.30	新設
10	藤ヶ丘集会所	福岡市西区野方3丁目61-7の先	0.30	新設
11	萩ヶ丘中央	福岡市西区野方3丁目11-10の先	0.45	新設
12	ウッディテニスコート前	福岡市西区野方3丁目12-23の先	0.16	新設
13	野方四丁目	福岡市西区野方4丁目7-37の先	0.25	新設
14	野方南三区集会所	福岡市西区野方4丁目22-8の先	0.15	新設
15	野方五丁目	福岡市西区野方5丁目51-1の先	0.35	新設
16	上野方台団地	(西鉄併用) 福岡市西区野方5丁目58-11の先	0.30	新設
17	野方台	(西鉄併用) 福岡市西区生松台3丁目22の先	0.24	新設
18	生松台三丁目	(西鉄併用) 福岡市西区生松台3丁目6-8の先	0.45	新設
19	生松台二丁目	(西鉄併用) 福岡市西区生松台3丁目4-6の先	0.33	新設
20	生松台一丁目	(西鉄併用) 福岡市西区生松台1丁目9-5の先	0.33	新設
21	生松台入口	(西鉄併用) 福岡市西区生松台1丁目1-3の先	0.32	新設
22	福岡リハ整形外科クリニック	福岡市西区野方7丁目752-1の先	0.46	新設
23	福岡リハビリテーション病院	福岡市西区野方7丁目770の先	0.10	新設
24	野方西団地	(西鉄併用) 福岡市西区野方6丁目23-10の先	0.18	新設
25	野方遺跡入口	(西鉄併用) 福岡市西区野方6丁目32-5の先	0.25	新設
26	野方	(西鉄併用) 福岡市西区野方1丁目22-14の先	0.55	新設
27	大河原	(西鉄併用) 福岡市西区壱岐団地76-1の先	0.40	新設
28	村上華林堂病院	福岡市西区戸切2丁目14-45の先	0.66	新設
29	橋本駅前	(西鉄併用) 福岡市西区橋本2丁目37の先	0.55	新設
合 計			9.96	

ルートC：橋本駅→野方→藤ヶ丘団地→野方四丁目→野方台団地

	停留所名称	位置	料程	摘要
1	橋本駅前	(西鉄併用) 福岡市西区橋本2丁目37の先	—	新設
2	村上華林堂病院	福岡市西区戸切2丁目14-45の先	0.55	新設
3	大河原	(西鉄併用) 福岡市西区壱岐団地105-5の先	0.66	新設
4	野方	(西鉄併用) 福岡市西区野方1丁目22-14の先	0.40	新設
5	タケシマ整形外科医院	福岡市西区野方1丁目16-28の先	0.30	新設
6	道隈	(西鉄併用) 福岡市西区野方2丁目3-26の先	0.21	新設
7	壱岐南小学校入口	(西鉄併用) 福岡市西区戸切3丁目21-14の先	0.37	新設
8	藤ヶ丘団地	(西鉄併用) 福岡市西区野方3丁目34-23の先	0.39	新設
9	藤ヶ丘中央	福岡市西区野方3丁目45-26の先	0.30	新設
10	藤ヶ丘集会所	福岡市西区野方3丁目61-7の先	0.30	新設
11	萩ヶ丘中央	福岡市西区野方3丁目11-10の先	0.45	新設
12	ウッディテニスコート前	福岡市西区野方3丁目12-23の先	0.16	新設
13	野方四丁目	福岡市西区野方4丁目7-37の先	0.25	新設
14	野方南三区集会所	福岡市西区野方4丁目22-8の先	0.15	新設
15	野方五丁目	福岡市西区野方5丁目51-1の先	0.35	新設
16	野方台団地	(西鉄併用) 福岡市西区野方5丁目39-28の先	0.14	新設
合 計			4.98	

ルートD：野方台団地→野方四丁目→藤ヶ丘団地→野方→橋本駅

	停留所名称	位置	料程	摘要
1	野方台団地	(西鉄併用) 福岡市西区野方5丁目44-10の先	—	新設
2	野方五丁目	福岡市西区野方5丁目51-1の先	0.14	新設
3	野方南三区集会所	福岡市西区野方4丁目22-8の先	0.35	新設
4	野方四丁目	福岡市西区野方4丁目7-37の先	0.15	新設
5	ウッディテニスコート前	福岡市西区野方3丁目12-23の先	0.25	新設
6	萩ヶ丘中央	福岡市西区野方3丁目11-10の先	0.16	新設
7	藤ヶ丘集会所	福岡市西区野方3丁目61-7の先	0.45	新設
8	藤ヶ丘中央	福岡市西区野方3丁目45-26の先	0.30	新設
9	藤ヶ丘団地	(西鉄併用) 福岡市西区野方3丁目36-3	0.30	新設
10	壱岐南小学校入口	(西鉄併用) 福岡市西区野方3丁目1-5	0.39	新設
11	道隈	(西鉄併用) 福岡市西区野方2丁目15-19	0.37	新設
12	タケシマ整形外科医院	福岡市西区野方1丁目16-28の先	0.21	新設
13	野方	(西鉄併用) 福岡市西区野方1丁目22-14の先	0.30	新設
14	大河原	(西鉄併用) 福岡市西区壱岐団地76-1	0.40	新設
15	村上華林堂病院	福岡市西区戸切2丁目14-45の先	0.66	新設
16	橋本駅前	(西鉄併用) 福岡市西区橋本2丁目37の先	0.55	新設
合 計			4.98	

○通過時刻表

	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11
運行ルートパターン	D	A	A	B	B	C	B	B	B	B	B
橋本駅前	-	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15
村上華林堂病院	-	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:16
吉崎郵便局前	-	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17
大河原	-	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18
野方（パチンコ店前）	-	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19
野方（営業所）	-	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20
野方遺跡入口	-	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22
野方西団地	-	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23
福岡リハビリテーションクリニック	-	9:25	10:25	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
福岡リハビリテーション病院	-	9:26	10:26	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:25
生松台入口	-	9:27	10:27	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:26
生松台一丁目	-	9:28	10:28	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	18:27
生松台二丁目	-	9:29	10:29	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:28
生松台三丁目	-	9:30	10:30	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29	18:29
野方台	-	9:31	10:31	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
上野方台団地	-	9:32	10:32	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:31
野方台団地	8:45	-	-	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:32
野方五丁目	8:46	9:33	10:33	-	-	13:33	-	-	-	-	18:33
野方南三区集会所	8:47	9:34	10:34	11:33	12:33	-	14:33	15:33	16:33	17:33	-
野方四丁目	8:48	9:35	10:35	11:34	12:34	-	14:34	15:34	16:34	17:34	-
ウッディテニスコート前	8:49	9:36	10:36	11:35	12:35	-	14:35	15:35	16:35	17:35	-
萩ヶ丘中央	8:50	9:37	10:37	11:36	12:36	-	14:36	15:36	16:36	17:36	-
藤ヶ丘集会所	8:51	9:38	10:38	11:37	12:37	-	14:37	15:37	16:37	17:37	-
藤ヶ丘中央	8:52	9:39	10:39	11:38	12:38	-	14:38	15:38	16:38	17:38	-
藤ヶ丘団地	8:53	9:40	10:40	11:40	12:40	-	14:40	15:40	16:40	17:40	-
吉崎南小学校入口	8:54	9:41	10:41	11:41	12:41	-	14:41	15:41	16:41	17:41	-
道隈	8:55	9:42	10:42	11:42	12:42	-	14:42	15:42	16:42	17:42	-
タケシマ整形外科医院	8:56	9:43	10:43	11:43	12:43	-	14:43	15:43	16:43	17:43	-
野方（営業所）	8:58	9:45	10:45	11:45	12:45	-	14:45	15:45	16:45	17:45	-
大河原	8:59	9:46	10:46	11:46	12:46	-	14:46	15:46	16:46	17:46	-
吉崎郵便局前	9:00	9:47	10:47	11:47	12:47	-	14:47	15:47	16:47	17:47	-
村上華林堂病院	9:02	9:49	10:49	11:49	12:49	-	14:49	15:49	16:49	17:49	-
橋本駅前	9:05	9:52	10:52	11:52	12:52	-	14:52	15:52	16:52	17:52	-

	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11
運行ルートパターン	D	A	A	B	B	C	B	B	B	B	B
橋本駅前	-	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15
村上華林堂病院	-	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:16
吉崎郵便局前	-	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17
大河原	-	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18
野方（パチンコ店前）	-	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19
野方（営業所）	-	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20
野方遺跡入口	-	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22
野方西団地	-	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23
福岡リハビリテーションクリニック	-	9:25	10:25	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
福岡リハビリテーション病院	-	9:26	10:26	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:25
生松台入口	-	9:27	10:27	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:26
生松台一丁目	-	9:28	10:28	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	18:27
生松台二丁目	-	9:29	10:29	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:28
生松台三丁目	-	9:30	10:30	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29	18:29
野方台	-	9:31	10:31	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
上野方台団地	-	9:32	10:32	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:31
野方台団地	8:45	-	-	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:32
野方五丁目	8:46	9:33	10:33	-	-	13:33	-	-	-	-	18:33
野方南三区集会所	8:47	9:34	10:34	11:33	12:33	-	14:33	15:33	16:33	17:33	-
野方四丁目	8:48	9:35	10:35	11:34	12:34	-	14:34	15:34	16:34	17:34	-
ウッディテニスコート前	8:49	9:36	10:36	11:35	12:35	-	14:35	15:35	16:35	17:35	-
萩ヶ丘中央	8:50	9:37	10:37	11:36	12:36	-	14:36	15:36	16:36	17:36	-
藤ヶ丘集会所	8:51	9:38	10:38	11:37	12:37	-	14:37	15:37	16:37	17:37	-
藤ヶ丘中央	8:52	9:39	10:39	11:38	12:38	-	14:38	15:38	16:38	17:38	-
藤ヶ丘団地	8:53	9:40	10:40	11:40	12:40	-	14:40	15:40	16:40	17:40	-
吉崎南小学校入口	8:54	9:41	10:41	11:41	12:41	-	14:41	15:41	16:41	17:41	-
道隈	8:55	9:42	10:42	11:42	12:42	-	14:42	15:42	16:42	17:42	-
タケシマ整形外科医院	8:56	9:43	10:43	11:43	12:43	-	14:43	15:43	16:43	17:43	-
野方（営業所）	8:58	9:45	10:45	11:45	12:45	-	14:45	15:45	16:45	17:45	-
大河原	8:59	9:46	10:46	11:46	12:46	-	14:46	15:46	16:46	17:46	-
吉崎郵便局前	9:00	9:47	10:47	11:47	12:47	-	14:47	15:47	16:47	17:47	-
村上華林堂病院	9:02	9:49	10:49	11:49	12:49	-	14:49	15:49	16:49	17:49	-
橋本駅前	9:05	9:52	10:52	11:52	12:52	-	14:52	15:52	16:52	17:52	-

福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

福岡市規則第135号

改正 平成24年8月16日規則第112号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項について調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部公共交通推進課において処理する。

(平成24規則112・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催手続）

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

（委員の代理）

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあつては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

（会議の議事進行）

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

（傍聴の取扱）

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

（会議録）

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

（書面開催）

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- （1）運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例

平成22年3月29日

条例第25号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 生活交通の確保に関する施策等

第1節 公共交通空白地等に関する施策等（第8条―第10条）

第2節 移動制約者に関する施策等（第11条）

第3章 福岡市地域公共交通会議（第12条）

第4章 雑則（第13条）

附則

生活交通は、市民の諸活動の基盤であり、日常生活において重要な役割を果たし、地域社会の形成を支えるだけでなく、社会経済を発展させるとともに、文化を創造するなど豊かな社会の実現のために不可欠なものである。

近年、高度経済成長時代を経て、住宅や大規模集客施設の郊外への立地が進み、個人のライフスタイルの多様化とあいまって、自動車への依存が一層高まっているとともに、都市部への人口流出等による人口減少、高齢化の進展などにより、地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。こうした状況の中、乗合バス路線網の維持に加え、コミュニティバス、乗合タクシー、福祉有償運送など市場で供給が困難であり、かつ、通院、買物などの日常生活を支える新しい交通サービスへの期待が高まっている。

福岡市においても、自動車に依存したライフスタイルの進展や需給調整のための規制の緩和により、乗合バスの不採算路線の廃止や縮小が相次ぎ、地域公共交通の衰退が現実のものとなっている。このことは、高齢者や障がい者の通院及び買物、子どもたちの通学などの日常生活に必要な移動の手段を奪うことになりかねず、ひいては地域社会の衰退を引き起こすことが懸念されるものである。

このような状況に対処するため、福岡市が地域の生活支援のための交通の在り方を制度的にも政策的にも主体的に整備する必要に迫られている。

今こそ、市民の生活交通を確保し、すべての市民に健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を保障するとともに、これまでの公共交通事業者の取組を踏まえ、福岡市による「公助」を市民及び市民団体による「共助」及び「自助」並びに公共交通事業者のさらなる「努力」で補い合う仕組みづくりが求められている。

よってここに、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通を確保し、もって活力ある地域社会の再生に寄与するという決意のもと、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保を図るため、市民、市民団体、市及び公共交通事業者の役割を明らかにし、生活交通の確保に関する施策を定めるとともに、市民、市民団体及び公共交通事業者による主体的な取組を促進することにより、すべての市民に健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を保障し、もって活力ある地域社会の再生を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活交通 通勤、通学、通院、買物その他の日常生活に欠かすことのできない人の移動をいう。
- (2) 市民団体 福岡市市民公益活動推進条例（平成17年福岡市条例第62号）第2条に規定する市民公益活動団体をいう。
- (3) 公共交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者並びに鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者をいう。
- (4) 福祉有償運送事業者 道路運送法第79条の登録を受けた者のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号に規定する福祉有償運送を行う者をいう。
- (5) 移動制約者 高齢者、障がい者等のうち移動に関し制約を受ける者をいう。
- (6) 公共交通空白地 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（以下「路線バス」という。）における停留所（以下「バス停」という。）から概ね1キロメートル以上離れ、かつ、鉄道事業法による鉄道事業（以下「鉄道」という。）における駅（以下「鉄道駅」という。）から概ね1キロメートル以上離れた地域をいう。
- (7) 公共交通不便地 バス停から概ね500メートル以上離れた地域（鉄道駅までの距離が概ね1キロメートル未満の地域及び公共交通空白地を除く。）をいう。
- (8) 公共交通空白地等 次のいずれかに該当する地域をいう。
 - ア 公共交通空白地
 - イ 公共交通不便地
 - ウ 公共交通不便地に準ずると市長が認める地域
 - エ 路線バス又は鉄道に係る路線の廃止等に伴いアからウまでに掲げる地域となるおそれのある地域

(市民の権利等)

第3条 市民及び市民団体（以下「市民等」という。）は、その居住し、又は活動する地域に係る生活交通の確保に向けた取組に参画する権利を有する。

- 2 市民等は、市が実施する公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通を確保するために必要な施策（以下「生活交通施策」という。）について、共働（福岡市市民公益活動推進条例第2条第6号に規定する共働をいう。以下同じ。）して推進するよう努めなければならない。
- 3 市民団体は、その社会的な役割を自覚し、生活交通に関する活動について、市民の理解と協力が広く得られるようにするとともに、団体相互の多様な連携を図るよう努めなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、生活交通施策をまちづくり施策その他の市の施策と一体的に推進するものとする。

- 2 市は、市民等及び公共交通事業者に対し、生活交通施策に関する情報を提供し、かつ、分かりやすく説明するよう努めるものとする。
- 3 市は、国及び他の地方公共団体と協力して生活交通施策の推進に努めるものとする。

(公共交通事業者の役割)

第5条 公共交通事業者は、その社会的な役割を自覚し、市が推進する生活交通施策を尊重し、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通を確保するため、最大限の配慮を払うよう努めなければならない。

- 2 公共交通事業者は、自ら行う生活交通に係る事業の情報を、市及び市民等に対して積極的に提供するよう努めなければならない。

（生活交通施策の推進に当たっての役割）

第6条 市、市民等及び公共交通事業者は、生活交通施策の推進に当たっては、路線バス、鉄道等の基幹的な交通手段とのネットワークの維持及びその拡大を図り、人の移動の連続性を確保するよう努めなければならない。

2 市、市民等及び公共交通事業者は、相互に情報交換を行い、かつ、協力関係を構築するよう努めなければならない。

（市民等による施策の提案等）

第7条 市民等は、市に対して、その居住し、又は活動する地域に係る生活交通に関する施策を提案することができる。

2 市は、前項の規定に基づき市民等が提案する施策等について、共働して推進するよう努めるものとする。

第2章 生活交通の確保に関する施策等

第1節 公共交通空白地等に関する施策等

（公共交通空白地等に関する施策）

第8条 市は、公共交通空白地等に係る生活交通を確保するため、市民等及び公共交通事業者と相互に連携協力し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（特別対策区域の指定）

第9条 市長は、公共交通空白地等のうち、当該地域における生活交通の確保に向けた取組の状況を踏まえ、生活交通の確保のための支援が必要と認められる地域を生活交通特別対策区域（以下「特別対策区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、特別対策区域を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、あらかじめ、第12条に規定する福岡市地域公共交通会議の意見を聴くものとする。

3 市長は、特別対策区域を指定し、変更し、又は解除したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

（特別対策区域における支援等）

第10条 市は、特別対策区域において、予算の範囲内で、生活交通の確保のために必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項の特別対策区域における支援を行うに当たっては、当該特別対策区域における生活交通の質の向上に努めるものとする。

3 市民等及び公共交通事業者は、特別対策区域において、市の生活交通の確保に関する施策を共働して推進し、かつ、最大限の協力をするよう努めなければならない。

第2節 移動制約者に関する施策等

第11条 市は、移動制約者に係る生活交通を確保するため、福祉有償運送事業者に対し、運営等に関する相談、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

2 福祉有償運送事業者は、前項に規定する市の助言、指導等に対し、最大限の配慮を払うよう努めなければならない。

第3章 福岡市地域公共交通会議

- 第12条** この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。
- 2** 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。
- （1）生活交通の在り方に関する事項
 - （2）特別対策区域に関する事項
 - （3）前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項
- 3** 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。
- 4** 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

（委任）

- 第13条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1** この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（検討）

- 2** 市は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

（経過措置）

- 3** この条例の施行の際現に市が公共交通空白地等において、当該公共交通空白地等の実情及び特性に即した代替となる交通手段の確保等に係る支援を行っている地域は、第9条第1項の規定により指定された特別対策区域とみなす。

福岡市地域主体の生活交通確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成 22 年福岡市条例第 25 号。以下「条例」という。）に基づく施策として、公共交通が不便な地域における生活交通の確保に向けた地域主体の取組に対して補助金を交付するにあたり、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例第2条に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における「協議会」とは、地域の生活交通を確保することを目的とする地域住民等からなる組織であり、次の各号のいずれにも該当する組織をいう。

- (1) 組織の構成員は、原則として地域住民等であること。
- (2) 生活交通を確保しようとする区域が、一体的な検討の必要があり、かつ、一団のまとまりのある区域であること。
- (3) 地域を代表して生活交通の確保に向けた活動を行う組織として、自治協議会等地域の主要な団体が賛意を表明していること。
- (4) 地域住民等に活動内容や成果を周知し、意見を聴きながら地域の生活交通確保の取組みを推進しようとするもの。
- (5) 自立的・持続的な生活交通の確保と活用に向けた主体的な取組みを行うことを目的とした組織であること。

(公共交通不便地に準ずると市長が認める地域)

第3条 この要綱において、条例第2条第8号ウに定める「公共交通不便地に準ずると市長が認める地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域をいう。

- (1) バス停又は鉄道駅のうち最も近いものとの標高差が概ね40メートル以上となっている地域（公共交通空白地及び公共交通不便地を除く。）
- (2) バス停又は鉄道駅のうち最も近いものへの経路について、迂回を要する又は前号に定める地域に準ずる勾配がある等、公共交通が不便と考えられる地域であって、地域住民が生活交通の必要性を認識し、協議会を組織している地域（公共交通空白地、公共交通不便地及び前号に定める地域を除く。）

(補助対象事業)

第4条 市長は、協議会又は公共交通事業者に対し、公共交通空白地等における生活交通の確保に向けた取組について、必要と認める場合は、次の各号に掲げる事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 生活交通の確保に向けた調査、検討その他市長が特に必要と認める活動
- (2) 前号に基づき実施する試行運行

(補助の要件)

第5条 前条第1号の事業の実施に当たっては、主な事業地域内の全ての自治会又は町内会の同意が得られていなければならない。

2 前条第2号の事業の実施に当たっては、運行路線の沿線地域内の全ての自治会又は町内会の同意が得られ、かつ、補助事業として実施することについて、条例第12条に基づく福岡市地域公共交通会議において協議が調っていないなければならない。

3 前条第2号の事業は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく許可を受けた一般旅客自動車運送事業により実施するものとし、原則として既存のバス路線と重複するものでなく、かつ、商業施設や病院等の立地や公共交通機関の状況を踏まえた必要最小限の地域において実施するものとする。

4 前条第2号の事業は、事業完了後においても、一般旅客自動車運送事業の実施が見込まれるものとする。

(補助対象事業者)

第6条 補助対象事業者は、第4条第1号の事業については公募による協議会、同条第2号の事業については公共交通事業者とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、別表に定める補助対象経費の額とし、補助対象経費は、別表に定める限度額を超えない額とする。

2 補助対象事業期間の限度は、別表に定めるとおりとする。

3 前項の規定に関わらず、市長が特に必要と認める場合においては、第4条第1号の事業については2年、第4条第2号の事業については6月をそれぞれ限度として、補助対象事業期間を延長できるものとする。

4 補助事業の認定に当たっては、公共交通空白地、公共交通不便地及び第3条第1号に規定する地域における取組を優先するものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付して、様式第1号により市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象事業に関する事業計画書及び収支計画書

(2) 主な活動地域内の全ての自治会又は町内会の同意書

(3) 第4条第1号の事業については、規約及び役員名簿

(4) 第4条第2号の事業については、運行路線の沿線地域内の全ての自治会又は町内会の同意書及び試行運行後の本格運行に関する計画書

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、様式第2号により補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」と

いう。)に通知する。

(交付決定の変更申請)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、軽微なときを除き、あらかじめ様式第 3 号により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更)

第 11 条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を変更し、様式第 4 号により補助事業者に通知する。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業期間の終了後、速やかに様式第 5 号を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 13 条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業が適正に執行されていると認めるときは、補助金の交付額を確定し、様式第 6 号により補助事業者に通知する。

(交付請求)

第 14 条 補助事業者は、市からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 7 号により請求することができる。

(補助金の交付)

第 15 条 市長は、第 9 条により確定した補助金を前条による補助事業者からの請求に応じて交付するものとする。

(暴力団の排除)

第 16 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金の交付決定をしないものとする。

(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(雑則)

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。
なお、この要綱に基づく施策において、事業の必要性や公益性について検証を行った結果、事業の継続が必要と認められる場合においては、この要綱の終期について延長できるものとする。

別表（第 7 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象経費の限度	補助対象事業期間の限度
第 4 条 第 1 号の 事業	調査, 検討その他市長が特に必要と認める活動に必要と認める額	単年度につき 5 0 万円	3 年
第 4 条 第 2 号の 事業	試行運行の実施に必要と認める経費と試行運行の実施により得られた収入の差額	試行運行の実施に必要と認める経費に 2 分の 1 を乗じて得た額と 3 0 0 万円のうちいずれか少ない額	6 月